

23 外部監査公表第 2 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 23 年 6 月 24 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 8 月 11 日

福岡市監査委員	おばた 久 弥
同	川 辺 敦 子
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

1 監査報告と措置の件数

19 外部監査公表第 2 号(平成 19 年 3 月 29 日付 福岡市公報第 5439 号(別冊 6)公表)分
(福岡市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人福岡市学校給食公社, 財団法人福岡市教育振興会, 財団法人福岡市施設整備公社, 財団法人福岡市文化芸術振興財団の出納その他の事務の執行について)

・・・ 1 件

22 外部監査公表第 2 号 (平成 22 年 4 月 26 日付 福岡市公報第 5729 号公表)分
(高齢者福祉及び介護保険事業の運営管理について)

・・・ 13 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

19 外部監査公表第 2 号(平成 19 年 3 月 29 日付 福岡市公報第 5439 号(別冊 6)公表)分
(指摘事項及び意見)

1 義務教育関係

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1.10.4 1) 学校徴収金の現金保管について 現金盗難のリスク回避や不正防止の観点から集金後の現金管理は事務室で行い、現金は金庫や金融機関に預け入れることが望ましい。多額の現金を学校内で保管することは安全管理上望ましくないため、学校徴収金の管理方法を検討する必要がある。 ただし、公金以外の現金を事務職員</p>	<p>学校における現金の保管方法については、学校に対し、必ず金庫や施錠できる保管庫に保管し、できるだけ早く支払を済ませるか銀行預金するように通知しており、今後もこの取扱いについて文書や研修等で周知・徹底していく。 なお、平成 21 年 9 月から、小・中・特別支援学校を対象に、学校徴収金の手集めによる現金徴収を口座振替とする「学校徴収金管理システム」を稼働しており、平成</p>

<p>が管理するためには、事務処理に関するルールの策定が必要であるとともに、人員配置の面でも考慮する必要がある。</p>	<p>22年度末現在、全222校のうち208校が導入している。 (学事課)</p>
--	--

22外部監査公表第2号（平成22年4月26日付 福岡市公報第5729号公表）

（総論）

1 介護保険事業の状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(3)要介護認定の適正性</p> <p>④介護認定審査会について</p> <p>イ. 介護認定審査委員研修について (意見 3)</p> <p>要介護認定における公正公平かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上のため、介護認定審査会委員及び介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者は、市の介護保険課及び各区福祉・介護保険課が実施する研修を受講することとされている（「福岡市介護認定審査会委員等研修実施要綱」）。</p> <p>しかし、出席率は新任研修で81.0%、現任研修で78.8%であり、合わせて延べ170人の研修未受講者が発生している。やむを得ず研修に出席できないこともあると考えられるが、欠席者へのフォローの状況について確認したところ、介護認定審査会の際に研修資料を渡して市職員が簡単な説明を行っているのみで、研修受講（2時間～3時間）に相当する十分なフォローは実施できていなかった。審査判定に必要な知識、技能の習得及び向上という趣旨を果たすため、欠席者にはビデオ等による十分なフォローの実施が必要であると考ええる。</p>	<p>平成22年度における介護認定審査会委員研修は、平成23年3月に新任研修を実施した。</p> <p>新任研修は、厚生労働省通知及び福岡市介護認定審査会委員等研修実施要綱により3時間以上を目安として行うようにしているが、今回の新任研修は、市全体研修を2回、区研修を1回、計3回に分け、1回当たりおおよそ2時間の研修を実施した。</p> <p>受講対象者は53名で、3回とも出席した委員は45名、2回出席した委員が8名であり、3時間以上の研修目安は達成できた。</p> <p>また、未受講の研修内容については、区研修等においてフォローを行うとともに、厚生労働省が作成した介護認定審査会DVD教材を各区に配布し、必要者には視聴できるように配慮した。 (介護保険課)</p>
<p>(4)介護保険料の納付</p> <p>③未納保険料の徴収体制等</p>	<p>滞納処分については、関係課と連携を図るとともに、研修等を行い、資力がありな</p>

<p>エ. 滞納処分 (指摘 4)</p> <p>被保険者が保険料を滞納し、督促により指定された期限までに納付しない場合、介護保険法第144条等に基づき、財産の差押等の滞納処分を行う必要があるが、市は滞納処分の実施に伴う事務量の増加に対応する職員を確保できていないとの理由で、滞納処分を実施していない。介護保険制度の安定運営を図るためには、国民健康保険担当部署との連携や所得段階の高い被保険者を対象とする等の施策により、効率的・効果的な滞納処分を実施する必要がある。</p>	<p>がら滞納している被保険者を対象に、滞納処分に取り組むこととした。 (介護保険課)</p>
---	--

2 地域支援事業及び高齢者福祉サービスの状況について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(2)地域支援事業</p> <p>①介護予防事業</p> <p>ア. 特定高齢者施策</p> <p>a. 介護予防健診事業 (意見 9)</p> <p>介護予防健診は、特定高齢者を把握するための重要な事業であり、いかに受診者数を増やすかが大きな課題となるが、健診の受診者が計画に比して大幅に低い水準(46.1%)となっている。また、他の政令指定都市と比較しても、受診率(9.3%)は低い状況であることから、これらの原因分析を行い、介護予防健診のPR方法等を検討し、受診者を増やす施策を行う必要があると考える。</p>	<p>介護予防健診については、国の地域支援事業の要綱改正に伴う事業実施方法の変更により、平成23年3月末で終了した。 (地域保健課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>ア. 家族介護支援事業</p> <p>a. 家族介護者のつどい事業 (意見 19)</p> <p>家族介護者のつどい事業は家族介護者の</p>	<p>22年度事業では、企画イベントの追加(東区、南区)や、チラシ等による広報や各区職員等による周知を徹底した結果、参加者数の増(21年度70名、22年度113名)を得ることができた。 今後も、参加対象者への周知に努めなが</p>

<p>ために行われるもので、直接的に要介護高齢者を支援するものではない。家族介護者の相互交流やリフレッシュ等を目的としているが、最近の参加人数は非常に少なく、また参加者からのアンケートはあるものの、事業の効果が直接的にどのように表れているのかの検証もなされていない。今後も事業として継続するのであれば、参加者が固定化しないように意を用いつつ、実施内容や周知方法などについて何らかの追加的な取組みが必要であると考え。</p>	<p>ら事業を継続していく。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p> b. 生活支援ショートステイ事業</p> <p>(意見 31)</p> <p>今後も生活支援ショートステイ事業を継続するならば利用促進を図るための追加的な取組の検討が必要である。現在は市のホームページに掲載し、ケアマネジャーを通じて広報しているが、さらに周知方法や実施方法について工夫して、事業実施の促進を図る必要があると考える。</p> <p>また、将来的には事業の見直し等を検討する必要があると考える。</p>	<p>生活支援ショートステイ事業は、要支援・要介護の認定を受けていない虚弱高齢者等の介護支援を目的とした制度であり、あんしんショートステイで支援できない部分を補完する制度である。</p> <p>生活支援ショートステイの利用者の中には、要介護認定後に、あんしんショートステイへ移行する者が多く、事業の効果の検証については、あんしんショートステイと生活支援ショートステイを一連の事業として見る必要があると考える。</p> <p>22年度の事業の結果では、生活支援ショートステイ、あんしんショートステイの両方で利用の増加がみられるが、今後も両事業の広報を徹底し、事業実施の促進を図っていく。</p> <p>(地域福祉課)</p>
<p>(2)地域支援事業</p> <p>③任意事業</p> <p>オ. 地域自立生活支援事業</p> <p> c. 声の訪問事業</p> <p>(意見 33)</p> <p>「福岡市高齢者電話相談事業事務取扱要領」第2条では、電話相談員選任の要件とし</p>	<p>平成22年2月、「福岡市高齢者電話相談事業事務取扱要領」を改正し、年齢制限に関する条項を削除した。</p> <p>平成23年度より、中央区以外についても福岡市安心確保のための生活支援事業を実施することとしており、民間事業者への委託を行っている。</p>

<p>て、心身ともに健全であること、高齢者福祉に対して理解と熱意があること、相談・助言の能力を有することのほかに、市内に居住する30歳以上の方となっている。電話相談員に特別な資格は不要であるが、直接高齢者と対面して行う事業でもないため、年齢制限を付することは適当でないと思われる。</p> <p>また、「福岡市高齢者電話相談事業実施要綱」第2条において、電話相談センターの運営を福岡市社会福祉事業団に委託することとされている（随意契約）が、現在は民間でもコールセンター運營業務を引き受ける事業者が多数あるため、運営費の縮減を図る上でも民間事業者への委託を検討する必要があると考える。</p>	<p>(地域福祉課)</p>
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>④ 住宅関連資金貸付事業 (意見 39)</p> <p>最近年度では住宅関連資金貸付事業の利用が非常に少なく、協議会での貸付実績がない年度もある。これは現状の金利水準では特に利用者にとって有利ではないからだと思う。社会福祉法上、市は協議会に対して貸付けできるものの、このような状況において市が協議会に無利息で貸し付ける意義は非常に乏しいと思われる。協議会が本事業を継続するかどうかは協議会の意思判断によるものの、市における本事業への助成については見直しの必要があると考える。</p> <p>また、現在は社会福祉法第58条第1項に基づき、市は協議会に対して有利な条件（無利息）で資金を貸し付けているが、協議会のコスト意識を高めるためにもいくらかの利息を徴求することも検討する必要がある</p>	<p>住宅整備資金貸付事業については、近年利用者が減少していること、及び生活福祉資金貸付制度（厚生労働省の定めにより、県社会福祉協議会が実施主体となり、市社会福祉協議会に委託して行っている）が平成21年10月に改正され、より有利な内容で貸付を受けられるようになったことなどから、制度のあり方について、見直しを検討した結果、平成22年度末をもって廃止した。</p> <p>(地域福祉課)</p>

<p>と考える。</p>	
<p>(3) 高齢者福祉サービス</p> <p>④ 住宅関連資金貸付事業 (指摘 11)</p> <p>住宅関連資金貸付事業は協議会が自らの責任で行われているものであることから、現在、市は協議会における利用者への貸付金未回収残高を基準にして毎年期初に協議会に対して貸し付けて期末に同額をそのまま回収するのみで、協議会が行う事業の内容、特に延滞債権の回収状況等についてはほとんど関与していない状況である。しかし、協議会において、利用者からの元金返済や利払いが延滞すると、市の協議会に対する貸付額も減少しないこととなる。このこと自体は地方自治法等に反しないものの、市の協議会に対する貸付けは無利息なので、協議会への貸付自体が効率的でない運用資金となっていることを意味し、間接的に、市が行う他の事業に充てられる資金が押さえられる結果となっている。</p> <p>また、本事業自体は協議会の責任でもって遂行されているとは言え、実質的には市が協議会を経由して利用者へ資金貸付を行っていることとなっているものであるため、市としては、協議会が行う貸付け及び回収管理について詳細な報告を求めるなどの継続的なモニタリングも必要である。</p>	<p>住宅整備資金貸付事業については、近年利用者が減少していること、及び生活福祉資金貸付制度（厚生労働省の定めにより、県社会福祉協議会が実施主体となり、市社会福祉協議会に委託して行っている）が平成21年10月に改正され、より有利な内容で貸付を受けられるようになったことなどから、制度のあり方について、見直しを検討した結果、平成22年度末をもって廃止した。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>

3 高齢者保健福祉施設について

監査の結果	措置の状況
<p>(3) 特別養護老人ホームの利用申込者数(待機者数)の状況 (意見 41)</p> <p>平成18年度から平成20年度において、漸次、特別養護老人ホームの利用申込者数(待機者数)は増加しており、平成20年度では</p>	<p>特別養護老人ホームの利用申込者数(待機者数)の状況については、平成23年1月に実態調査を実施した。今後、詳細な分析を行い、平成23年度に策定する「高齢者保健福祉計画」において、新たな施設整備計画を定めていく。</p>

<p>施設定員数の1.9倍の利用申込者数（待機者数）となっており、入所待機者数がかなり存在しているものと考えられる。</p> <p>市においては、特別養護老人ホームを含む介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの整備については、厚生労働省の示す参酌標準（平成26年度において、介護保健施設及び介護専用の居住系サービスの利用者数の合計を要介護2以上の認定者数の37%以下とすることを目標とする）を勘案し、計画を進めている。ただし、厚生労働省の示す参酌標準を勘案した整備計画定員数について、実際の利用申込者数（待機者数）の詳細な分析（実際に施設を利用しようと考えている人は何人程度いるのか）からの検証は行っていない。</p> <p>市において実際の利用申込者数（待機者数）の詳細な分析を行い、分析結果に基づいて施設整備計画を検証することにより、入所待機者の解消へ向けた施策を検討することが必要と考える。</p> <p>なお、介護老人保健施設においても一部の施設で利用申込者数（待機者数）が多く発生しているので、上記と同様な分析を行うことが必要である。</p>	<p>なお、介護老人保健施設については、特別養護老人ホームと異なり、時期によっては、利用申込者（待機者）がいない施設もあり、また、待機期間も特別養護老人ホームと比較すると短いため、年1回、年度当初に介護老人保健施設に前年度の利用申込者（待機者）数について照会し、利用申込者（待機者）の動向を把握していく方針とした。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>
--	--

8 第三者評価体制について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(3)介護サービス評価事業の利用状況 (意見 54)</p> <p>市が行う福岡市介護サービス評価システムは、福岡県が行う福岡県福祉サービス第三者評価事業と同様に任意の制度である。一方、制度目的は異なるものの、介護保険法により義務づけられた「介護サービス情報の公表」制度があることから、福岡市介護サービス評価システムは事業者側の積極</p>	<p>福岡市介護サービス評価システムについては、介護サービスの質の向上や利用者への情報提供などを目的とした諸制度の充実が図られてきた状況等を踏まえ、平成22年度末をもって評価事業を終了（認証を得た事業者の情報は認証期間満了まではホームページ等で公表）した。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者施策推進課）</p>

<p>的な質の向上への意識がなければ普及しにくい。</p> <p>介護保険は全国一律の基準で行われている事業のため、介護報酬などの面では市独自の優遇策を行うことは難しいが、広報活動の支援など、認証を得た事業所を優遇するような施策の展開等を検討し、当該評価制度の利用率向上に努める必要がある。</p> <p>また、市が行う福岡市介護サービス評価システムと福岡県が行う福岡県福祉サービス第三者評価事業を比較した場合、評価方法、対象サービスの多様性及び評価料の観点からは市の方が事業者にとって利用しやすい状況にあると考えられるが、両者は類似する制度であるため、今後福岡県の対象サービスの状況を踏まえながら、市の第三者評価制度の存続を検討することが必要になるものとする。</p>	
---	--

10 指定管理者制度の状況について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(6)指定管理者のモニタリング(福岡市立老人福祉センター)</p> <p>①実地調査 (指摘 15)</p> <p>基本協定書において、市は指定管理者に対し、3か月に1回は実地調査を実施する旨が定められている。しかし、監査人が実地調査調書を読んだ結果、平成20年度において年2回しか行われていなかった。</p> <p>これは、翌年度の指定管理者の選定手続等により事務負担が増加したために、実地調査の優先順位が低くなってしまったことが原因とのことであるが、協定書に従い定期的に実地調査を行う必要がある。</p>	<p>平成22年度については、協定書に従い年4回の実地調査を行った。</p> <p>(地域福祉課)</p>

12 老人いこいの家について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>(3)固定資産管理</p> <p>③備品管理</p> <p>(指摘 23)</p> <p>老人いきいの家の施設の多さに対し担当職員が少なく、適時に現物との照合を行うことは困難だと思われる。しかし、「福岡市会計規則」第125条にあるとおり、善管注意義務を負っている以上、循環棚卸等有効な方法により、定期的に現物と台帳との照合を行う必要がある。</p>	<p>平成 22 年度に、4 区 4 0 館の備品調査を実施した。</p> <p>(地域福祉課)</p>
---	--

13 社団法人福岡市老人クラブ連合会について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(5)福岡市老人クラブ活動事業補助金</p> <p>(指摘 25)</p> <p>現在は福岡市老人クラブ活動事業補助対象となる経費に関する具体的な規定が要綱になく、補助対象経費か否かの判断は各区担当者の判断に一任されている。担当者ごとに異なる運用にならないように内規等による補助対象経費及び補助対象外経費の文書化が必要である。</p>	<p>福岡市老人クラブ活動事業補助金交付要綱を改め、補助対象の基準を具体化した。</p> <p>(地域福祉課)</p>